

青森県報

号外第百十五号

令和二年
十二月十六日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県興行場規則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一

規 則

青森県興行場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十二号

青森県興行場規則の一部を改正する規則

青森県興行場規則(昭和五十九年九月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に規定する興行場営業許可申請書」を「の申請書」に改める。

第五条を次のように改める。

(申請書の添付書類)

第五条 条例第七条第二項ただし書の規則で定める場合は、興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係る同条第一項の申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている同条第二項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更がないときとする。

2 条例第七条第二項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為の写し
 - 二 興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係る条例第七条第一項の申請書を提出する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類
- 第六条第二項第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

(電話番号)

氏名 [法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び住所]

興 行 場 営 業 許 可 申 請 書

興行場営業の許可を受けたいので、青森県興行場条例第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称		
所 在 地	(電話番号)	
種 別		譲り受けた興行場営業の以下の事項に変更がありません。 <input type="checkbox"/>
構造設備の概要	別紙のとおり	<input type="checkbox"/>
入場者の定員		<input type="checkbox"/>
常設又は仮設の区分	常設 仮設	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
完成 (予定) 年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/>
備 考		

添付書類

1 次に掲げる図面。ただし、興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該図面の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(1) 興行場の設置の場所の周辺の状況を示した図面 (申請地付近 1 0 0

メートル以内の見取図)

(2) 興行場の構造設備を明らかにした図面 (建物の平面図及び断面図 (縮尺を明示したもの)))

2 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

3 興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係るこの申請書を提出する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

注 1 次に掲げる欄の記載は、興行場営業を譲り受けた者が当該興行場営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている興行場営業許可申請書の記載事項に変更がないときは、□にレ印を記入することをもつて足りる。

(1) 種別

(2) 構造設備の概要

(3) 入場者の定員

(4) 常設又は仮設の区分

(5) 完成 (予定) 年月日

2 1 により「構造設備の概要」欄の□にレ印を記入した場合にあつては、別紙の添付を省略することができる。

3 仮設の興行場にあつては、「備考」欄に興行の期間を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

第二号様式中「口書謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円